

田住地区森林経営管理事業意向調査業務仕様書

第1章 総 則

本仕様書は、南部町（以下、「委託者」という。）が委託する田住地区森林経営管理事業意向調査業務（以下、「本業務」という。）について適用し、受託者が遵守、実施しなければならない最低限の事項等を定めたものである。

第1条（委託業務名）

田住地区森林経営管理事業意向調査業務

第2条（履行期間及び納入場所）

（1）履行期間 令和7年11月3日～令和8年3月31日

（2）納入場所 産業課

第3条（業務目的）

本業務は、森林経営管理法に基づく南部町の森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを実施するための準備作業及び経営管理意向調査を行い、成果をとりまとめることを目的とする。

第4条（関係法令等）

本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書のほか、下記の関係法令等に準拠して行なうものとする。関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用するものとする。但し、委託者の承諾を得た場合や指示を受けた場合はこの限りではない。

- （1）森林法（昭和26年法律第249号）
- （2）森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- （3）森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- （4）森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- （5）森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- （6）森林経営管理法施行規則（平成30年農林省令第78号）
- （7）森林経営管理法の運用について（30林整計第713号長官通知）
- （8）森林経営管理制度に係る事務の手引について（30林整計第714号課長通知）
- （9）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （10）鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）
- （11）その他関係法令、規程、通達等

第5条（守秘義務）

- （1）受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- （2）受託者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- （3）受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- （4）受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- （5）甲の承諾を受けることなく、受託業務の処理を第3者に請け負わせ、又は再委託してはならない。
- （6）受託者は本業務の履行に関し、委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

第6条（個人情報の保護）

- （1）受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- （2）受託者は、第5条の規定により委託業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

第7条（疑義）

本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守して行い、疑義を生じた事項、または明記されていない事項が生じた場合については、委託者と受託者両者協議の上、委託者の指示に従うものとして、その内容については、その都度受託者が打合せ簿に記録して、相互に確認しなければならない。

第8条（協力業務）

- （1）回収した意向調査を整理するとともに、内容分析について町に協力すること。
- （2）必要に応じて、森林所有者等への個別説明に対応すること。

第9条（その他）

（1）打合せ及び協議

本業務に係る打合せは、業務着手時、地元説明前、意向調査前、成果品納入時に行うが、必要に応じて随時行う。

業務執行中、不明な点及び不測の事態が生じた場合は、迅速に協議を行い、対応すること。

協議に際しては、誠意をもってあたり必要な情報共有を行うこと。

（2）資料等

本業務に必要な資料は、協議によりその都度貸与する。

（3）地元対応

意向調査については、所有者や集落等に配慮し、理解と協力を得ること。

（4）本業務及び仕様書遵守に要する経費

本業務及び仕様書遵守に要する経費は全て受託者の負担とする。

第2章 業務内容

第10条（計画準備及び資料収集整理）

受託者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、仕様書で示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・組織計画等の事項について業務計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

第11条（業務概要）

本業務の概要は次のとおりとする。

（1）調査対象森林の検討

- ・調査対象区域決定のための森林情報、施業履歴、個人情報等の各情報データ抽出
- ・調査対象区域決定（提案）
- ・森林所有者毎個人情報データ整理
- ・森林所有者毎森林データ整理

（2）意向調査

- ・調査通知・意向調査票・個別森林データ等添付資料の作成
- ・意向調査票等発送
- ・地元説明会の開催支援
- ・回答の催促及び個別訪問
- ・問い合わせ対応
- ・不明森林所有者の探索
- ・意向調査票等再送付
- ・意向調査結果取りまとめ・集計表作成
- ・市町村への報告書作成・説明・提出

第12条（業務実施区域等）

調査対象森林

（1）意向調査対象

- ・田住地区 約86ha
- ・調査対象筆数 約543筆
- ・調査対象人数 推定251名

第13条（業務内容）

本業務の概要は次のとおりとする。

（1）調査対象森林の検討

1）調査対象区域決定のための森林情報、施業履歴、個人情報等の各情報データ抽出

- ・受託者は、委託者が指定する森林について、貸与された資料及び業務実施に必要となる資料を収集し、作業に活用できるように整理を行うものとする。
- ・受託者は、森林クラウド、QGISを用い、人工林における樹種別、齢級別構成等により調査対象森林の絞り込みを行う。

2）調査対象区域決定（提案）

- ・受託者は、委託者が指定する森林について、貸与された資料を基に、調査対象区域森林地番リスト（データベース）を作成する。
- ・受託者は、次の条件に該当する森林については、調査対象外として、図面等で位置関係を委託者と協議の上、調査対象森林地番リストから除外する。
 - ア 天然林
 - イ 伐採済の森林
 - ウ 森林経営計画作成済の森林
 - エ 公有林
- ・受託者は、上記による対象森林について委託者へ提示し、次の段階の作業への意向の可否の確

認を行う。

3) 森林所有者毎個人情報データ整理

- ・受託者は、調査対象森林地番リストを基に、林地台帳から名寄せ処理を行い、意向調査対象森林所有者別の地番リストを作成するものとする。なお、所有者別に所在、地番、樹種、面積等を併せて整理するものとする。

4) 森林所有者毎森林データ整理

- ・受託者は、貸与された資料を基に、**QGIS** データ等を用い意向調査票に同封する所有者別の該当森林の位置図を作成するものとする。なお、位置図は地形図等を背景図として作成するものとし、所有者別の地番リストと整合のとれたものとする。

(2) 意向調査

1) 調査通知・意向調査票・個別森林データ等添付資料の作成

- ・(1) の整理データに基づき、調査対象森林所有者への意向調査票、森林データ表、図面等の説明資料を作成する。
- ・受託者は、委託者が提供する標準様式を基に、意向調査票及び調査協力依頼文書を、委託者と協議の上、作成するものとする。なお、意向調査票は、見やすさ、回答しやすさ等を考慮し作成するものとする。
- ・受託者は、前項で作成した意向調査様式に、(1) で作成した所有者別の地番リストを基に、所有者毎に所在・地番、樹種、面積等を入力し意向調査票を作成するものとする。

2) 意向調査票等発送

- ・受託者は、次の資料を1封筒に封入し森林所有者に郵便にて発送するものとする。

ア 調査協力依頼文書

イ 概要説明書

ウ 所有者毎に作成した意向調査票

エ 該当森林の位置図

オ 説明会開催通知

カ 返信用封筒

3) 地元説明会の開催支援

- ・受託者は、委託者が開催する意向調査対象所有者に対する森林経営管理制度の説明会について、次の補助を行うものとする。
 - ア 開催通知の作成及び発送（意向調査票に同封）
 - イ 説明会の受付及び会場準備
- なお、会場の確保及び制度説明については、委託者が行うものとする。

4) 回答の催促及び個別訪問

- ・受託者は、2) で発送した意向調査票を、返信用封筒等により回収するものとする。
- ・森林所有者からの回答を管理し、必要に応じ催促・個別訪問による説明を行う。

5) 問い合わせ対応

- ・メール、電話等での森林所有者からの質問へ対応を行い、問い合わせ内容等の記録を行う。

6) 不明森林所有者の探索

- ・受託者は、以下の方法により不明森林所有者の探索を行うものとする。

ア 林地台帳等と住宅地図との突き合わせ

イ (委託者による) 固定資産課税台帳の情報収集

ウ 関係者(地区役員、森林組合等)への聞き取り

エ 訪問調査による居住確認、隣家等からの聞き取り

受託者営業日の日中に1回訪問を行う。

時々訪問している形跡がある場合は、訪問連絡票を投函する。

訪問連絡票投函後、概ね2か月程度を連絡待機期間とする。

オ 電話番号判明時は電話連絡

平日の日中1回、週休日の日中1回の計2回とする。

- ・未返信者については、委託者と協議の上、必要に応じ、督促状（はがき等）を送付するものとする。

7) 意向調査票等再送付

- ・未達者については、委託者と協議の上、送付先が判明した場合には、再度、意向調査票を発送するものとする。

8) 意向調査結果取りまとめ・集計表作成

- ・受託者は、回収した意向調査票から、その回答状況（未達、未回答を含む）について、表計算ソフトを活用し、整理するものとする。

9) 市町村への報告書作成・説明・提出

- ・GIS 等を活用し、森林の経営管理の意向（未達、未回答を含む）について色分けした図面を作成するものとする。

第14条（成果品）

本業務の納入成果品は次のとおりとする（簿冊1冊、CD-ROM1枚）。

（1）意向調査

- 1) 調査対象区域地番リスト
- 2) 意向調査対象森林地番リスト
- 3) 所有者別の地番リスト、該当森林の位置図
- 4) 地元説明会資料及び写真
- 5) 収集した意向調査票及び集計・分析結果（図面含む）
経営管理意向分析図面については shp 形式のデータも合わせて提出するものとする。
- 6) 問合せ対応記録
- 7) 打合せ記録
- 8) その他、本業務で整備したデータ等

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受託者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受託者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する委託者受託者間の個人情報の引渡しは、委託者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受託者は、業務を行うために委託者から個人情報の引渡しを受けるときは、委託者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために委託者から引き渡され、又は受託者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、委託者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに委託者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受託者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに委託者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、委託者が別に指示したときは、受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受託者は、個人情報の廃棄に際し委託者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な

措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、委託者の求めに応じて、当該記録の内容を委託者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受託者は、委託者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 委託者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受託者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者又は受託者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受託者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受託者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。